

給与規程

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人 South-Heart（以下、当法人という。）の常勤役員及び職員の給与について定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、業務時間に応じて次に掲げる区分により支給する。

(1) 時間給

常勤役員 1 時間当たり：1,500 円

職員 1 時間当たり：1,500 円

(給与改定)

第3条 給与改定の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、当法人の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

2 給与改定は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、理事長が決定する。

(給与の支給日)

第4条 給与の計算期間は毎月1日より当月末日までとし、支給日は翌月10日（その日が休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ）とする。

(給与の支給方法)

第5条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

2 給与は、法令の定めによる控除すべき金額を控除して支給する。

(雑 則)

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項については、理事会が定める。

(給与水準)

第7条 給与水準は1時間1,500円の時給制による。

付 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

令和6年9月2日改定 第7条 給与水準項目 追加